

# 意匠審査

審査第一部 民生意匠 木村 恭子

## 抄録

本稿では、実体審査制度を有するわが国意匠制度の活用状況をご紹介します、その上で意匠審査がどのように行われているのか、意匠審査官がどのように膨大な先行意匠との対比観察を必要とする意匠の類否判断を行っているのかを、期間管理や品質向上の取組とともにご紹介致します。

## 1. はじめに

この号が発行される平成27年5月13日に、わが国においてハーグ協定ジュネーブ改正協定に基づく国際意匠登録出願の受付が開始されます。わが国意匠制度ユーザーの皆さまからは、企業活動の国際展開にあわせ、各国での意匠権取得を容易にするこの意匠の国際登録制度への期待が寄せられておりますが、それと合わせ、世界中で安心して権利行使を行える意匠権の設定も求められます。実体審査制度を有するわが国の意匠制度への期待も高まるところであり、私たち意匠審査官は、それら期待に応えるべく日々審査に邁進しているところです。

そこで、本稿では、日頃意匠審査に携わっている立場から、意匠審査がどのように行われているのか、どのように管理しているのか、その具体的内容とプロセス、施策等をご紹介させていただきたいと思います。

## 2. 意匠制度に対するユーザーニーズと活用状況

意匠審査をご紹介します前に、現状における意匠制度に対するユーザーニーズと、権利の活用状況を概観してみたいと思います。

ここに3つのグラフがあります。

1つ目は、特許法・意匠法・商標法による3つの権利の実施状況を比較したものです【図1】。

平成25年度調査<sup>1)</sup>によるこの図によれば産業財産権所有件数はそれぞれ異なるものの、利用率(利用件数/所有件数)では、意匠は未利用率が10%弱と最も低い値となっ

ており、意匠制度ユーザーは、主に実施目的で意匠登録出願を行う傾向があることが読み取れます。過去の同調査を見ても同様の傾向となっていることから、意匠制度活用の特徴の一つといえます。

2つ目は、他社牽制・参入防止効果を有した産業財産権についてのものです【図2】。

これは、平成22年度に行った調査<sup>2)</sup>において、産業財産権を活用して対策を講じた方に、当該製品に関する産業財産権が、他社に対する牽制・参入防止効果を有していたか否かを尋ねたものです。母数は小さいものの、半数以上の者が「有していた」と回答され、更に、それらの方にとの産業財産権が効果を有していたか尋ねたところ、90%の方が「意匠権」を挙げられています。

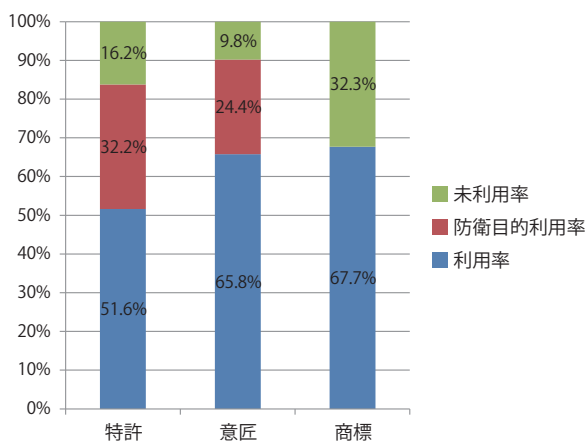


図1 2012年における産業財産権の実施状況(利用率)

※:平成26年3月『平成25年 知的財産活動調査報告書』より作成

1) 平成26年3月『平成25年 知的財産活動調査報告書』より

2) 平成22年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書『企業の事業戦略におけるデザインを中心としたブランド形成・維持のための産業財産権制度の活用に関する調査研究報告書』(平成23年2月) 財団法人 知的財産研究所 より

また、同調査においては、他社牽制・参入防止のために侵害訴訟を提起するに至ることは少なく、多くが警告状を送ることにより対応している旨も報告されています。

最後のグラフは、権利の現存率に係る特許権との比較です【図3】。意匠権は特許権に比べ、最初の数年間では権利の現存率が低いものの、10年を超えたところで現存率が高くなっていることから、意匠権による保護ニーズは、長期にわたるものも短期のものもある傾向であることが読み取れます。流行に左右される短い期間だけの意匠の保護や、長期間権利として独占したい意匠の保護を含むニーズが表れているといえるのではないのでしょうか。

このように、意匠権は、実施目的での出願、権利化がなされる傾向であること、他社牽制・参入防止効果も高いと評価され、ライフサイクルの長短によらず、それぞれご活用いただいているものといえます。

以上の他、中小企業からの出願件数比率が特許に比べて高い<sup>3)</sup>のも意匠制度活用の特徴となっています。現在、意匠登録出願の平均FA期間は6.3月程度であり、意匠登録出

		件数	割合
①	意匠権	36	90.0%
②	特許権	28	70.0%
③	商標権	18	45.0%
回答者数		40	100.0%
無回答		0	-

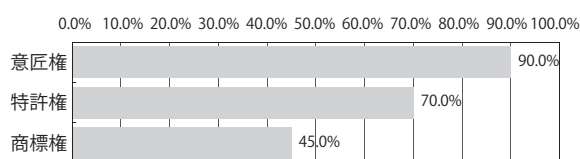


図2 他社牽制・参入防止効果を有した産業財産権

平成22年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書『企業の事業戦略におけるデザインを中心としたブランド形成・維持のための産業財産権制度の活用に関する調査研究報告書』（平成23年2月）財団法人知的財産研究所 より

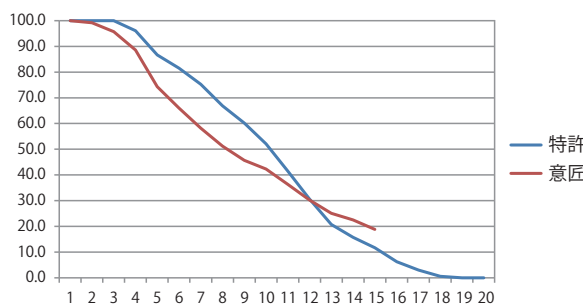


図3 登録設定からの現存率比較（特許・意匠）

（『特許行政年次報告書』より作成）

願を行う場合、1件当たり、最低24,500円（出願手数料16,000円、登録料1年分8,500円）で実体審査を経た権利取得が可能となりますが、中小企業からの出願件数比率の高さは、このような他の制度に比較して期間と料金に対する魅力に起因するものなのかも知れません。

### 3. 意匠登録出願動向

これらの現況を踏まえた上で、意匠登録出願動向と審査処理状況及び審査体制についてご紹介致します。

わが国は、実体審査主義を採用しており、全ての意匠登録出願案件を審査しています。わが国と同様に審査を行っている代表的な国は、米国、韓国ですが、韓国は、一部無審査分野（先行意匠調査を行わない審査）があります。実体審査を行っていない国、地域として、中国、欧州等が挙げられ、全世界的に見たときに、審査主義を採用している国とそうでない国は約半々となっています<sup>4)</sup>。

わが国の意匠登録出願件数は、近年、年間3万件前後の件数で推移しています【図4】。出願件数は、10年前と比較して1万件程度減少しましたが、これは、その間の企業の統合や、製品の多機能化に基づく製品数の減少や、海外での事業展開や模倣品対策のため、海外への出願にシフトしていることが原因と考えられます。また、意匠登録出願の登録査定率は約9割程度まで上昇してきていることを考慮すれば、出願が厳選されているものと考えられます。

意匠審査における一次審査件数（FA件数）は、出願件数にあわせて推移しており、FA期間は6月半ばで推移しています。

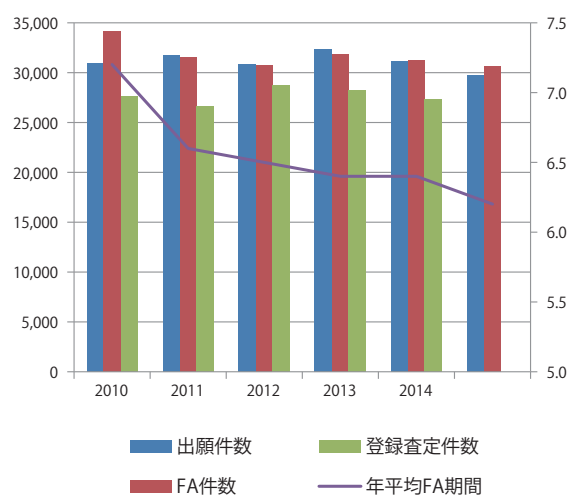


図4 意匠登録出願件数等推移

（『特許行政年次報告書』より作成）

3) 『中小企業・地域知財支援研究会報告書～総合的な知財支援強化に向けて～』平成26年7月 別添参考資料より [http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/kenkyukai/pdf/chusho\\_chizai\\_shien/betten.pdf](http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/kenkyukai/pdf/chusho_chizai_shien/betten.pdf)

4) 『特許行政年次報告書2014年版（統計・資料編）』第6章 その他統計・資料 10. 各国産業財産権法概要一覧表 (3) 意匠制度 より <http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/nenji/nenpou2014/toukei/dai-6.pdf>

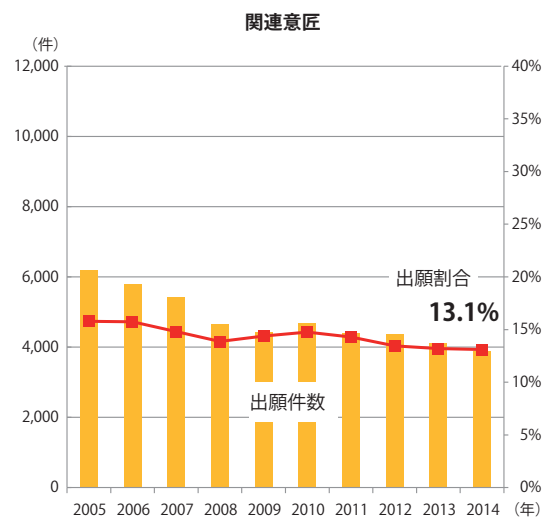
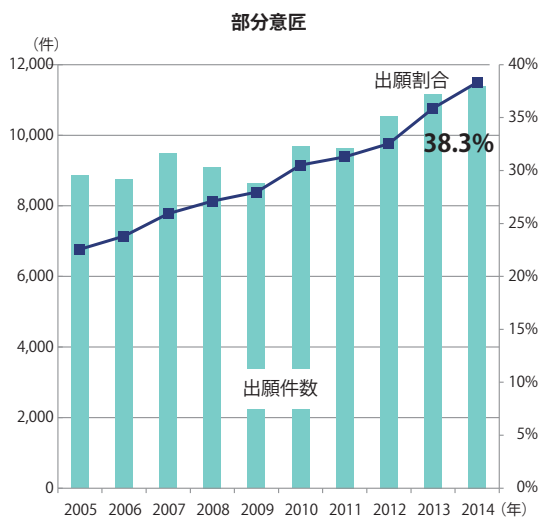


図5 部分意匠と関連意匠の出願件数と出願件数割合の推移 (意匠課調べ)

意匠登録出願件数のうち、部分意匠に係る出願が4割近くを占めており、出願件数・出願件数割合ともに毎年増加し続けています。これは、部分意匠制度導入後から継続した傾向となっています。これに対して、関連意匠に係る出願件数は減少傾向となっています【図5】。

また、意匠登録出願件数は、特許出願件数のおおよそ1割を下回る件数で、ほぼ同様の出願動向をとりながら推移してきています【図6】。制度ユーザーが重複している以上、出願動向も重複するものと考えられます。

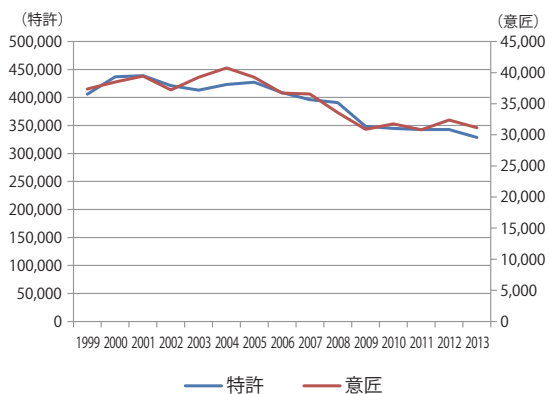


図6 特許出願と意匠登録出願の推移  
(『特許行政年次報告書』より作成)

一方で、特許ではPCT出願件数が伸びてきていますので、意匠においても今年から受付が開始されるハーグ協定ジュネーブ改正協定に基づく国際意匠登録出願件数の伸びが期待される所です。特許のPCT出願件数が、わが国加入後30余年を経て今日の利用状況となったことを考えれば、わが国の意匠制度ユーザーがハーグ協定による利

益を最大限に享受し得るよう、私たちも最大限の努力をして環境を整えていく必要があるでしょう。

#### 4. 意匠審査処理状況

意匠審査部門では、物品分野別に産業意匠・民生意匠・生活意匠からなる3つの審査室が設けられ、合計約50名の審査官により意匠審査が行われています。3つの審査室には、審査長・上席総括審査官・主任上席審査官からなる管理職がそれぞれ3名ずつ配され、審査業務のマネジメントを行っています。また、3つの審査室は、それぞれ本室と分室に分かれており、これら計6室でそれぞれに審査スケジュールを作成し、審査を遂行しています。

審査官50名に対する年間30,000件の審査件数の多寡は、一概には言えないところもありますが、例えば、わが国と同様の審査主義国である米国と比較した場合、2013年度の意匠審査官数は、米国123名に対して、わが国は51名ですので、わが国では、米国に比べ、少ない審査官数でほぼ同数のFAを、米国より短い期間で行っていることとなり、相当程度に効率的な審査を行っているものといえます【図7】。

#### 5. 意匠の類否判断

次に意匠の登録要件のうち、新規性に係る審査内容をご紹介致します。出願された意匠は、出願前にそれと同一または類似の意匠が公然知られていないこと、すなわち、新規性を有することが必要です。公知の意匠と類似するかどうかの判断を「類否判断」といいますが、このとき、意匠の「類似」の概念を理解することが大切となります。

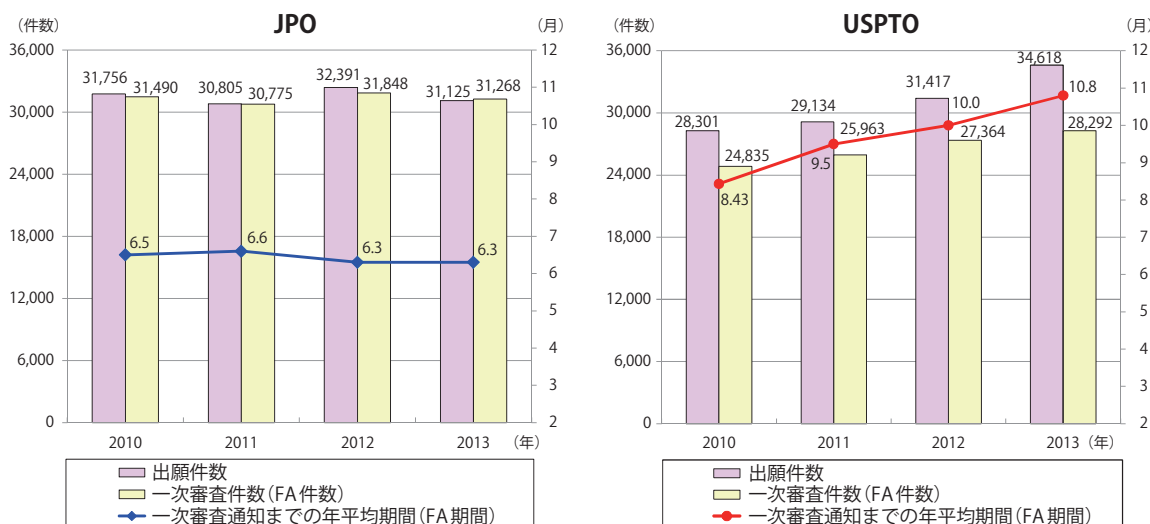


図7 日本 (JPO) と米国 (USPTO) との出願件数、FA 件数及びFA 期間 (年平均) 比較  
 (Statistical Items concerning design field for Information Exchange among the four offices of TM5 より作成<sup>5)</sup>)

(1) 意匠の類似

意匠権の効力は、登録意匠とそれに類似する意匠にまで及びます (意匠法第23条)。この「類似」という用語は特許では用いられていないことから、特許と比較して分かりづらいという指摘も頂戴しています。

意匠制度は、明治21年に公布された意匠条例から始まりますが、この条例には、当初「類似」の文言は入っていませんでした。「新規ノ意匠ヲ按出シタル者ハ此條例ニ依リ其意匠ノ登録ヲ受ケ之ヲ専用スルコトヲ得」(第1条)られるのであり、不登録事由として「登録出願以前公ニ知ラレ又ハ公ニ用ヒラレタルモノ」(第2条第2項)が挙げられ、また、他人の実施を禁止する侵害の罰則範囲についても、「他人ノ登録意匠ナルコトヲ知り之ヲ同一物品ニ應用」(第23条)と規定されていました<sup>6)</sup>。これが、明治25年意匠条例施行細則改正により「類似」の概念が導入されます。

『特許局将来ノ方針ニ関スル意見ノ大要』(高橋是清遺稿集第6巻)<sup>7)</sup>によれば、その理由として、

「現行意匠条例第二条第二項に『若しくはこれと類似したるもの』なることを加うるは、同条例第一条において、工業上の物品に應用すべき形状模様若しくは色彩に係る新規の意匠を案出したる者は、その登録を受くるを得べきことを規定し、第二条において登録を受くるを得ざるものを定めて、(略)純然たる同一の観を呈するものは、本条第二項に該当するが故に、固よりこれが登録を受くるを得ずと雖も、その全く同一なるにあらずして類似の観を有する意匠

を以て登録を出願するものに至りては、第二条第二項を適用すること能わざるが故に、乃ち第一条に所謂新規の意匠としてこれを登録せざるべからざるに由れり。然るに、類似の意匠たるや顯然たる新規の観に乏しきのみならず、考案者たるものもこれがために労費を要するに非ざれば、何れの点に就いて見るも決して登録を与うべきものにあらざるなり。(略)殊に類似の意匠にして登録を受けることを得ば、新規の意匠を案出するものなく、相率いて類似の意匠を応用し遂に本邦の特有たる意匠の発達を阻害するに至るや必然の数なり。」

「現行意匠条例第二十三条においては、単に他人の登録意匠なることを知りこれを同一物品に應用して云々とのみあるが故に、類似の意匠を應用するものに至りては、縦令登録意匠の利益を侵害せらるると雖も、登録証主たるものこれを制するに由なし。(略) 意匠のものたる捏却(ねっきやく)して類似のものを生じ易きが故に、一意匠に対し少なきも三、四種、多きは七、八種の類似なるものを案出し得べし。而して登録証主たるものは、一意匠のためにこれ等類似のものに向いて、一々登録を受けざるべからず。若し夫れ然りとせば、その費用と手数を要すること甚しく、遂には考案者をして意匠の登録を厭忌せしむるに至るべし。これ実に意匠条例の本旨にあらざるなり。」(下線筆者)とあります。

抽象的な性質を持つ技術的思想を対象とする特許権と異なり、意匠法は、権利の客体は物品の具体的形態として表されるものですので、同一のもののみを保護して

5) 平成26年9月10日 第1回 審査品質管理小委員会 資料4「質の高い審査を実現するための取組 (意匠審査)」より [http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/shingikai/pdf/hinshitsu\\_kanri01\\_shiryou/10.pdf](http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/shingikai/pdf/hinshitsu_kanri01_shiryou/10.pdf)

6) 「意匠制度120年の歩み」第1部第3章 意匠条例の制定 より 特許庁意匠課編 [http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/seido/s\\_ishou/isyou\\_seido\\_ayumi.htm](http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/seido/s_ishou/isyou_seido_ayumi.htm)

7) 特許庁図書館蔵 データは一般財団法人知的財産研究所HPから取得 <http://www.iip.or.jp/chizaishi/pdf/korekiyo4.pdf>

は、登録においては実質的には創作のない意匠までが登録になり、権利においては実質的に異なるところのない意匠の実施に権利が及ばず、保護の効果があがらないこととなります。

そのため、意匠法においては、その創作として認められる範囲と権利の及ぶ範囲を、「類似」という抽象的な概念を用いる構成を取ったといえます<sup>8)</sup>。意匠権の独占的効力が、登録意匠だけでなく、登録意匠に類似する意匠にまで及ぶ点は、特許権等と異なる点ですが、特許権の効力が発明そのものだけでなく、それらと同一性のある範囲にまで及び得るものであるため、それと同様の構成としたことになるのです<sup>9)</sup>。

なお、意匠法上においては、第3条第1項第3号、第10条第1項、第23条に「類似する意匠」という同一の用語が用いられていますが、これらの用語を別異に解釈する格別の理由も見いだせないから、意匠の類否の問題として共通性を持つものと理解して差し支えないものとされています<sup>10)</sup>。

## (2) 意匠の類否判断

意匠審査における類否判断とは、本願意匠と先行意匠とが類似するか否かの判断のことをいいます。

意匠の類否判断の主体は需要者です(意匠法第24条第2項)。需要者とは、取引者及び需要者を意味し<sup>11)</sup>、意匠に係る物品をたまたま市場で見かけて購買しようとするような大衆層の需要者が想定されているのではなく、当該意匠に係る物品の分野に通曉した専門家ではないが、先行意匠にもある程度の予備知識のある取引者を含めた需要者が想定されているものと解されています<sup>12) 13)</sup>。

意匠審査の類否判断は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行います(意匠法第24条第2項)。そして類否判断は、(ア) 対比する両意匠の意匠に係る物品の認定及び類否判断、(イ) 対比する両意匠の形態の認定、(ウ) 形態の共通点及び差異点の認定、(エ) 形態の共通点及び差異点の個別評価、そして(オ) 意匠全体としての類否判断の観点から行っています<sup>14)</sup>。

意匠の「新規性」の判断は、審査官が、本願意匠の認定(意匠に係る物品及びその形態等)の後、膨大な先行意匠の中

から本願意匠と対比の対象となる意匠(引用意匠)を探しだし、本願意匠と引用意匠との共通点、差異点を抽出して、それらの共通点・差異点からなる考慮要素が、両意匠の類否判断に及ぼす影響について一つ一つ認定・評価し、最終的に新規性があるかどうかを総合的に判断するものです。

## (3) 意匠審査における類否判断手法

意匠審査官は、意匠審査においてどのように出願された意匠の評価・判断を行っているのでしょうか。

両意匠の類否判断に係る評価を行うためには、両意匠を対比観察した場合に注意を引くかどうか、また、先行意匠群との対比に基づき注意を引くかどうか、の2つのポイントからなされます。

両意匠の対比観察においては、各共通点及び差異点における形態が注意を引く部分か否か及びその注意を引く程度は、その部分が意匠全体の中で占める割合の大小、その部分が意匠に係る物品の特性からみて、視覚的印象に大きな影響を及ぼす部分かにより、認定・評価していきます。

そして、出願意匠と引用意匠の各共通点及び差異点における形態が注意を引きやすい形態か否かを、先行意匠群との対比に基づき、他の一般的に見られる形態とどの程度異なった形態であるか、またその形態の創作的価値の高さを相対評価し判断していきます。

その際、公知部分だからといって単純に除外することはできません。なぜなら、意匠は全体が有機的なつながりを持って創作されたものですので、各共通点・差異点を個別に評価するだけでは類否を判断することはできないからです。各形態の組合せ態様にも留意して共通点・差異点を総合的に検討した場合に、それら共通点・差異点が意匠全体の美感の類否に対し、どのような影響を与えているかを評価・判断しているのです。

それぞれの意匠の類否判断における評価をするためには、先行意匠群との対比は必須となります。意匠審査官は、職権により、各案件の判断を導くための膨大な先行意匠群との対比観察を経て、さらには当該分野の審査・審判・裁判事例も踏まえた上で判断を行っています。そのため、意匠審査官は、意匠登録出願に係る意匠について、どこが創

8) 『意匠法概説』齋藤暉二著183-184

9) 『工業所有権法(産業財産権法)逐条解説[第19版]』特許庁編

10) 『知的財産権訴訟要論(特許・意匠・商標編)』竹田稔著549

11) 『工業所有権法(産業財産権法)逐条解説[第19版]』特許庁編 1124 <http://www.jpo.go.jp/shiryu/hourei/kakokai/cikujyoukaisetu.htm>、『意匠審査基準』特許庁 22.1.3.1.1

12) 「意匠法の諸問題」牧野利秋 『ジュリスト』No.1326 2007.1.1-15 92

13) 基礎杭事件(平成20年(行ケ)第10332号)では、「意匠法3条1項3号にいう『類似』の判断主体は、意匠に係る物品についての一般の需要者・取引者であると解すべきところ、本願意匠及び引用意匠の意匠に係る物品である『基礎杭』及び『コンクリート杭』の一般の需要者・取引者とは、これらの建築用の杭を購入して使用する建設業者やそのような建設業者との間でこれら物品の売買を仲介する者などであるから、このような需要者・取引者は、建築用の杭の機能やその施工方法及び効果等を理解し、購入しようとする者であるということが出来る。」とあります。

14) 『意匠審査基準』22.1.3.1.2 特許庁編

作のポイントになるのかが把握でき、需要者視点からみた新規性判断や当業者視点からみた創作非容易性の判断が可能になるのです。

## 6. 意匠審査の進め方

意匠審査の進め方は、意匠審査基準に記載されています。また、審査の基本方針も以下のとおり定められていますので、意匠審査官はこの方針に則って審査を進めていきます。

**審査の基本方針**

審査官は、意匠登録出願について、意匠権が付与されるべきものかどうかに関わる実体的な審査を行う。審査官には、高度な専門知識のもとに、公正な判断を行うことが求められる。

審査にあたっては、特に以下の点に留意する。

- (1) 迅速性、的確性、公平性及び透明性を確保することに留意しつつ、審査基準等の指針に則って、統一のとれた審査をする。
- (2) 先行意匠調査及び登録要件等の判断に関し、審査の質の維持と一層の向上に努める。
- (3) 出願人及び代理人との意思疎通の確保に留意しつつ、効率的な審査をする。

『意匠審査基準』111.1 より

【図8】に沿って、具体的に見ていきましょう。

### (1) 意匠分類付与

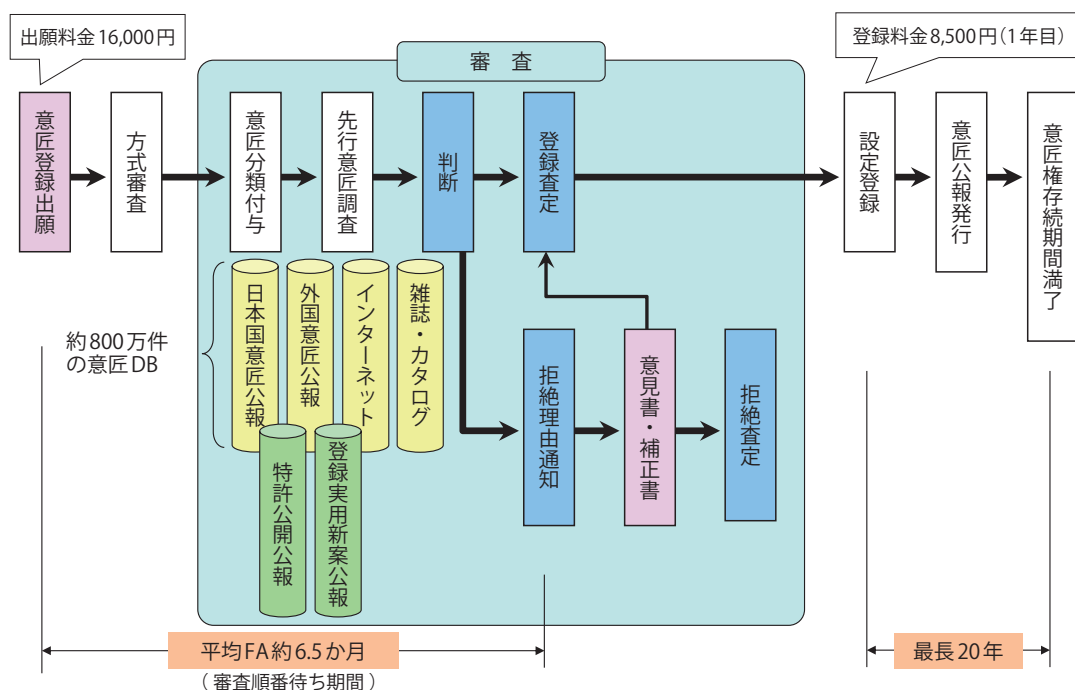
意匠審査においては、出願時に分類付与を行います。このとき、審査官は、主たる一つの分類を付与します。意匠審査においては、審査スケジュールやFAに係る各件の案件管理を行うためこの分類付与手法を採用しています。その上で、一つの物品分野だけのサーチでは先行意匠調査が行えない場合のために、審査官は、関連のある他分野についてはクロスサーチを指示し、関連する分野の先行意匠調査も同時に行えるようにします。

そのため、審査官は本願意匠に係る物品分野だけでなく、関連する他の物品分野の理解も同様に必要となります。

### (2) 先行意匠調査

#### a. 先行意匠資料

意匠審査の際には、出願された意匠を認定した後、特許庁のデータベースに蓄積された出願資料、公知資料、外国公報からなる全体で約800万件の公知資料を用いて先行意匠調査を行い、新規性・創作非容易性等の判断を行います。公知資料は毎年約25万件（出願資料3万件/年と、精選化した公知資料約12万件/年、外国公報約10万件/年）ずつ新たに蓄積されていきますので、このペースでは早晩1,000万件を超過するデータベースが構築されることになります。この膨大な資料をいかに効率よくサーチしていくか、また、公知資料も多ければよいというものでもありま



「日本意匠分類」(平成19年4月1日改正)を検索ツールとして用い、審査の効率化を図っている

図8 意匠審査の流れ

せんで、いかに精選して収集・蓄積するかも、高品質な意匠審査を実施していく上での課題となっています。

## b. バッチ審査

### b-1 バッチ審査とは

バッチ審査とは、一定期間内になされた意匠登録出願案件を物品分野ごとに一人の審査官が審査する手法です。特許審査のように各件審査を行っているとは、その都度膨大な公知資料をサーチしなくてはなりません。バッチ審査であれば、ある程度まとまった件数を一度にサーチすることが可能になりますので、サーチ時間が大幅に短縮できるのです。長年の試行錯誤の結果として、意匠審査部門のように少人数の組織であって最も効率がよく、判断にブレのない審査手法として確立したのが、バッチ審査による手法であり、意匠審査官は、通常半期で6つのバッチを担当し、全ての分野を平準的に着手していきます。

現状では、意匠登録出願件数は年間約30,000件、資料数は800万件、審査官は約50名ですから、単純に計算すると、1審査官は、毎月50件程度のバッチを半期で6つを年に2回(2サイクル)審査し、その審査のために見るべき資料数は、1バッチにつき3万件程度となります。意匠登録出願件数が、10年前に比べ約1万件減少してきていますが、調査すべき資料数は変わらないこと、近年の部分意匠の出願件数の増加に伴い自担当分野以外での先行意匠調査件数が増えたこと、さらに、分野によっては特許文献の調査等が必要であり、出願人との対応を密に行うことにより相互に納得感の高い審査を目指していることから、以前に比して審査に要する時間が短くて済むということにはなっていません。

一回に審査可能なバッチ単位としては、審査官一人に対し、出願件数50～90件(バッチによっては百数十件の場合もあります)、対象資料数3万件～5万件が審査スケジュールを遂行するために適正な数値となっているようです。1バッチを構成する意匠登録出願件数が多くなればなるほど、案件の見落としが発生する蓋然性が高まって、審査品質に影響が出ることになり、少なくなればバッチ審査に期待する期間短縮効果が得られません。審査官の

経験年数や分野習熟度により数値が前後することもありますし、出願動向によってバッチ件数が多すぎたり少なすぎたりすることもあります。そのような場合には審査期間を調整することで、意匠分野全体のFA期間管理を確実に達成していきます。

バッチ審査のメリットとしては、物品分野のコンプリートサーチを行うため、審査官が、その時期に出願された物品分野のデザイントレンドを全体として捉え、出願された意匠に係る物品の特徴を把握しやすくなり、出願された意匠の創作のポイントを判断する際の分野における相対評価が可能になります。また、案件ごとの判断のばらつきをなくす効果を有する他、出願件数の多少の増減にも柔軟に対応できる効果も挙げられます。

反面、バッチ審査はデメリットも存在します。それは、突発事項への対応が難しいことです。意匠審査においては、約50人の審査官の半年間のスケジュールが期首に設定されるため、期中で早期審査申請<sup>15)</sup>(【図9】)のあった場合、審査スケジュールに合致したタイミングであれば問題はありますが、例えば、審査判断が終わった段階等で早期審査申請があった場合には調整が必要です。その他、病気やケガ等で意匠審査官や意匠審査資料調査員が長期休暇を取得する場合等には、途中で新しいバッチの挿入を含む

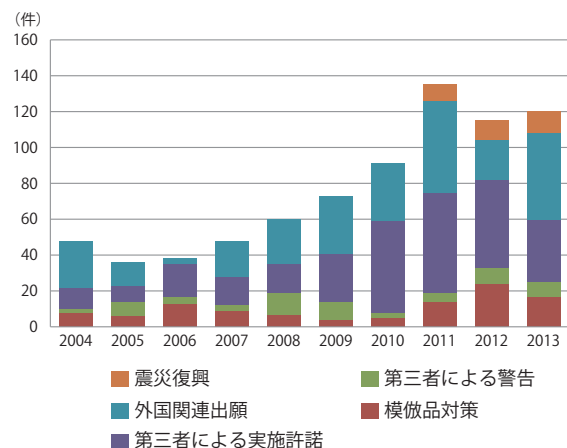


図9 早期審査選定理由内訳(年度)

15) 早期審査・早期審理制度は、一定の要件の下、出願人からの申請を受けて審査・審理を通常に比べて早く行う制度です。近年は約120件程度の早期審査申請がなされています。早期審査の対象となった案件については、早期審査の申出から3.5か月以内、模倣品対策のための早期審査の場合は1か月以内に一次審査結果を通知します。

〈早期審査の要件〉

(1) 権利化について緊急性を要する実施関連出願

出願人自身又はライセンサーが、その意匠を実施しているか実施の準備を相当程度進めている意匠登録出願であって、以下のいずれかに該当するものであること。

- i) 第三者が許諾なく、その出願の意匠若しくはその出願の意匠に類似する意匠を実施しているか実施の準備を相当程度進めていることが明らかなる場合
- ii) その出願の意匠の実施行為(実施準備行為)について、第三者から警告を受けている場合
- iii) その出願の意匠について、第三者から実施許諾を求められている場合

(2) 外国関連出願

(3) 震災復興支援早期審査対象出願

スケジュールの組替えや差込みを行わなければならないため、その調整が極めて困難になる場合があります。早期審査対象案件についても通常と同様のサーチ・判断を行わねばなりませんので、その1件に掛ける時間が大きくなると、その他のスケジュールを達成が困難になります。

各室の所属長は、各審査室内だけで対処が困難な場合には、他審査室とも連携して確実に意匠審査の進捗管理を行っています。

また、今年からはハーグ協定に基づく国際登録出願の受付も開始されることから、これについても別途出願・進捗の管理を行うことが必要となります。

## b-2 バッチ審査の構成

バッチ審査の考え方を以下に説明致します。下図は平均的な意匠審査の例です。審査官Aは、①～⑥の6つの物品分野を担当しており、前期（【図10】における濃色）・後期（同 薄色）にそれぞれ一回ずつ審査します（年に2回審査を行うため、「2サイクル審査」と呼んでいます）。

審査官Aは、平成27年の4月には①の分野を審査しま

すが、①の分野は、平成26年8月から平成27年1月の6か月間に出願された案件に対して実施します。

また、平均FA期間の算出方法ですが、例えば、平成27年4月に審査を行う物品分野1については、平成26年8月1日出願された案件が一番古く、平成27年1月31日出願された案件が一番新しいことになります。バッチ構成期間の最後月（平成27年1月）に出願された案件のデータエントリ（DE）期間が1か月、意匠審査資料調査員を活用した図面調整や資料整備等に係る審査準備期間が1か月、審査官Aによる審査に1か月、発送期間に0.5か月を要しますので、一番古い案件のFA期間は9.5月要し、一番新しい案件のFA期間は3.5月となりますから、その6か月間に構成されたバッチに含まれる出願案件の平均FA期間は6.5月となります（【図11】参照）。

## b-3 クロスサーチ終了待ち期間

自担当分野の審査のみでは、案件の先行意匠調査が十分とはならない場合には、審査官はクロスサーチと呼ばれる、他物品分野のサーチ指示を主たる分類付与と同時にク

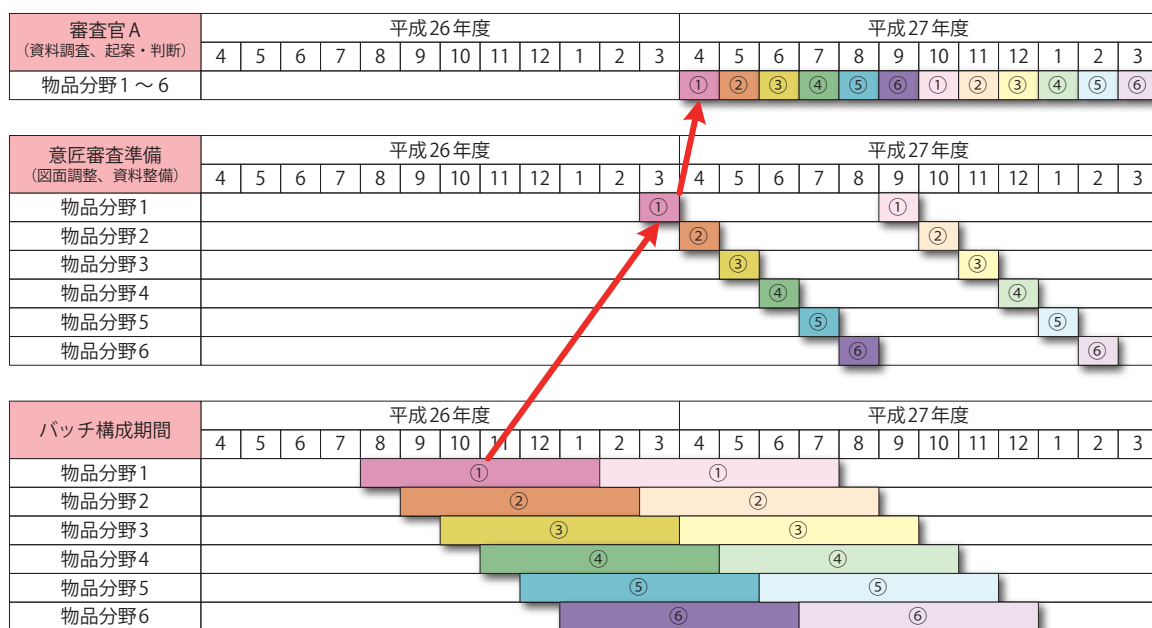


図10 バッチ審査の模式図

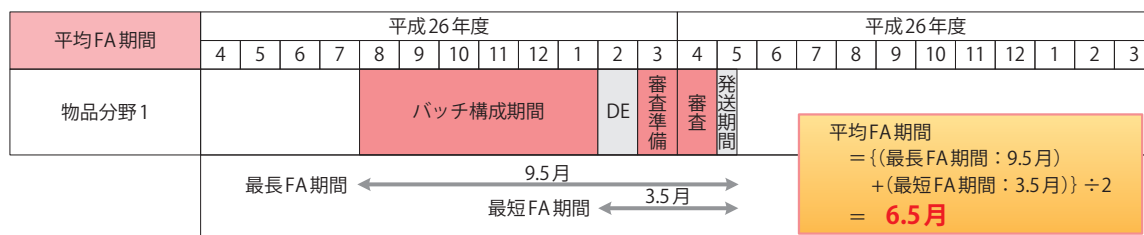


図11 平均FA期間の算出



を作成しても、期中に実際の出願件数が大きく変動する場合もありますので、各所属長は、常に自室の物品分野の出願動向に留意しつつ、審査官・意匠審査資料調査員がその審査・審査準備期間に移行する前にスケジュール調整を行い、審査官のFAへの影響が最小限となるよう、また意匠部門全体として特許庁が達成すべき実施庁目標が、きちんと達成できるように審査スケジュールの調整を行わなければなりません。

その他、審査スケジュールを遂行していく上では、期中のアクシデントへの対応も必要です。例えば、先ほども触れた早期審査への個別対応が必要な場合等の問題に加え、国際審査官協議、途上国研修及び併任業務等の審査官側の審査周辺業務が増大した場合や審査官の配置の見直し、審査官のケガや病気による休暇等により審査スケジュールの遵守が困難な事象が発生した場合等がこれに当たります。その場合にも、所属長は、適時審査スケジュールの見直しを行った上で、意匠審査の期間管理に係る目標を常に意識しながら審査の進捗を管理しています。

なお、審査着手状況は、特許庁HP上で4半期ごとに見直しを行った上で公開しており【図13】、意匠制度ユーザーの方々には、このスケジュール表を見ながら、出願の時期や、関連意匠登録出願の時期をご検討頂いております。

#### (4) 再着手 (SA) 案件の管理

意匠審査のSAは、原則として出願人応答日の古い案件から順次着手しています。審査官(補)は、意匠審査周辺システムを確認し、SA可能な案件がある場合には速やかにSAを行います。何らかの事情で再着手ができていない場合は、所属長は、担当審査官(補)に対して該当案件を通知し、速やかにSA着手を行うよう促して、出願人を特段の理由なく長期間お待たせすることのないようにしています。

## 7. 権利内容の明確化と意匠審査の品質向上のための取組

### (1) 先行意匠調査と新規性・創作非容易性の審査判断

先ほども触れたとおり、意匠審査官は、バッチ審査を行うことによって物品分野を職権によりコンプライトサーチを行い、その時期に出願された物品分野のデザイントレンドを全体として把握した上で、各案件間でのばらつきのない審査判断を行っています。

また、物品分野によっては、意匠検索システムに蓄積された、出願資料、公知資料、外国公報の先行資料だけでは足りず、特許検索システムを用いた特許・実用新案文献の

調査を行って、新規性・創作非容易性の証拠資料としています。

先行意匠調査に基づく意匠の類否判断や創作非容易性の判断は、規範的な判断となります。しかしながら、公知資料の中には、いわゆる「孤児著作物」となっているものや、著作権者からの許諾が頂けないものが少なからず存在する等、公知資料の公開が制限されているため、審査官が判断の基礎とした情報が、審査官とユーザーとの間で共有されていないのが実態となっています。近年、著作権者からの許諾を得た公知資料については少しずつイメージデータを公開させていただいており、情報の共有化も進みつつあります。

### (2) 拒絶理由通知書に記載する判断理由の充実

先行意匠との比較を伴う案件については、全ての拒絶理由通知に判断理由を記載し、審査官の判断を分かりやすくお伝えするようにしています。

特に、「引用例を添付する拒絶理由通知書」(意匠法3条、9条1項)、「他の出願意匠との対比判断を伴う拒絶理由通知」(意匠法9条2項、10条1項)については、出願意匠の特徴点や引用例または他の出願意匠との共通点及び差異点並びに判断理由を分かりやすく記載し、審査官による類否判断の内容が明確に伝わるようにしています。

ただし、昨年度のユーザー調査によれば、意匠審査の課題としては、拒絶理由通知に記載した判断理由等について改善を求める声があることも認識されているところですので、今後、私たちは更に品質の向上を意識し、気を引き締めて審査に取り組んで行かなければなりません。

### (3) 意匠公報への確実な参考文献情報掲載

意匠審査官が新規性・創作非容易性を判断する上で参考とした資料を「参考文献」として確実に意匠公報に掲載しています。これにより、登録意匠の権利範囲の明確化に役立てていただいておりますが、平成27年1月からは登録査定に参考文献情報を記載した通知書を添付し、意匠公報に掲載する参考文献情報を事前にお知らせする運用も開始しました。この運用変更により、出願人が戦略的な意匠権活用をご検討いただく上での一助になることを期待しています。

### (4) 管理職における拒絶理由通知等の起案書のチェック

意匠審査官が拒絶理由通知や、査定・決定等の処分の内容を出願人等に通知するため、書類の起案を行った後、当該審査官が所属する審査室の審査長又は上席総括審査官は、それらの処分等に係る全ての書面の内容について、審査官が行った処分等が法令・指針等に適合しているか、また、意匠審査品質管理委員会から提供された情報等に基づ

いて品質管理に係る必要な手続を経ているかを確認し、要すればフィードバックを行います。

決裁は、審査官の業務を審査官自身のチェックに加えてダブルチェックを行うものであり、意匠審査の品質を保証するだけでなく、ばらつき防止・指導等、今後の審査品質の向上のためにも重要であり、これらの業務を通じて、意匠の高品質な審査を目指しています。

その他、審査基準等に照らしても判断が難しい事項が生じた場合には、意匠審査官と所属長とは案件協議による解決を図り、更に要すれば審査部門内に設けた意匠審査の運用検討委員会での検討を経て当該案件を処理するとともに、審査部全体で情報共有がなされるようにすることによって、審査判断にばらつきが出ないようにしています。

更に、意匠審査においては、起案書選択、条文選択、引用文献の添付ミスという形式的な間違いは基本的に発生しないシステム対応ができあがっており、意匠審査官の目視確認に加え、更に機械によるチェックも行って、品質のよい審査を提供できるようにしています。

## (5) 出願人とのコミュニケーション

高品質な意匠権を設定するためには、出願人や代理人とのコミュニケーションにより相互理解を深め、納得感の高い結論を得ることも重要です。意匠審査官は、電話・FAX、面接等を活用して出願人・代理人との意思の疎通を図ることで、効率的に審査を行います。電話・FAX、面接等で出願人・代理人への指示等、何らかのやり取りを行った場合には、必ず応対記録、面接記録を残し、後の対応や後任者に引き継ぐ際に齟齬や混乱を生じないようにしています。

## (6) その他の取組

その他、意匠審査官は、自己管理のための参考資料として個別審査官の処理状況に関する統計データを活用し、品質監査に基づく指摘、審判に関する統計及び審判情報等の品質関連情報も念頭に置きつつ更なる意匠審査品質の向上を目指しています。

纒々ご紹介致しましたが、意匠審査部門は、審査官が50名からなる組織体として、スケールメリットは大きくないものの、情報の共有化に係る伝達が容易であること、価値観が共有しやすく、組織としての柔軟性があり、組織体として仲間意識も強いこと等、小さい組織だからこそ、緻密な組織運営が可能となっており、そのメリットはとても大きいものと考えています。

## 8. 世界最高品質の意匠審査を目指して

冒頭でも記載したとおり、いよいよわが国におけるハーグ協定に基づく国際意匠登録出願の受付・審査が始まります。この新しい枠組みによって、意匠制度に対するニーズが更に高まるのであれば、意匠審査に関わる者として大変嬉しいことです。

また、意匠の国際協力の枠組みも、各国におけるデザインの重要性の高まりを受け、特許のIP5(特許5庁会合)、商標のTM5(商標5庁会合)に続き、意匠分野においても平成26年年末ID5(意匠5庁会合)を設立することの合意がなされ、新たなID5の枠組においては、各庁における国際意匠出願に関する運用、意匠分類の維持・管理・運用や、審査の品質管理といった各庁共通課題について、継続して情報交換を行っていくことを確認されています。

私たちは、このようなわが国意匠制度を取り巻く環境の変化を受け、国際的に活動する企業等が、海外で予見性を持って円滑に権利取得できるよう、意匠審査の迅速性や的確性の一層の確保に努めながら、世界最高品質の意匠審査を目指して参ります。

昨年度から開催されている審査品質管理小委員会において、意匠審査の品質については既に一定のありがたい評価を頂戴しています<sup>16)</sup>。このような評価は、決して現時点だけのものではなく、長い時間をかけて、意匠制度ユーザーの方々のご協力を得ながら、作り上げてきたものです。

前の世代から引き継いだ品質の高い意匠審査を、更に改善を加えつつ、より効率化して次の世代に届けるため、私たち意匠審査官は矜持を持って意匠審査に取り組んでいます。

今回、意匠審査に携わっている立場から、「意匠審査」をご紹介させていただく機会を頂戴しました。多くの観点を含んだ雑ばくな文章となってしまう恐縮ですが、少しでも意匠審査にご理解を得られれば幸いです。

## profile

木村 恭子 (きむら きょうこ)

1988年4月	特許庁入庁
1992年4月	審査第一部審査官
1998年9月	生活産業局文化関連産業課長補佐
2001年4月	審判部審判官
2007年4月	意匠制度企画室長
2011年4月	審査業務部意匠審査長
2013年7月～	審査第一部意匠審査長

16) 産業構造審議会知的財産分科会審査品質管理小委員会 議事録(第1回:平成26年9月10日、第2回:平成26年12月18日)より  
[http://www.jpo.go.jp/shiryoutou/toushin/shingikai/hinshitsukanri\\_menu.htm](http://www.jpo.go.jp/shiryoutou/toushin/shingikai/hinshitsukanri_menu.htm)